

◎新潟県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町赤岩字堂3270番3から 同郡同町赤岩字貝喰道北2898番まで	新	(A)4.5～10.2メートル	388.3メートル
		(B)6.0～24.6メートル	473.5メートル
	旧	4.5～10.2メートル	388.3メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。